

## IV 資料編

### 1 島根県関係

(1) 生涯学習課関係 平成19年度文部科学省補助・委託事業

事業名	放課後子どもプラン (国県補助事業) 「放課後子ども教室推進事業」	「学びあい、支えあい」地域活性化 推進事業
趣旨等	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施し、「放課後児童健全育成事業」と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を実施する。	社会の急激な変化に伴う住民同士の連帯感の欠如や人間関係の希薄化等による地域教育力の低下に対応するため、住民がボランティア活動や家族参加の体験活動、地域の様々な課題に取り組みながら解決する活動などを通じて、住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりを推進する。
内容	①放課後子ども教室の実施 ア. 運営委員会の設置(事業計画の立案) イ. コーディネーターの配置 ウ. 放課後子ども教室の実施 (安全管理員・学習アドバイザー) ②放課後子ども教室の開設備品費  *放課後児童健全育成事業をはじめとした地域の放課後や週末の諸事業との連携を図りながら事業計画にもとづいて実施する。	地域教育力の再生を図ることを目的に行われる下記の事業とする。 (1) 運営協議会の開催 (2) 地域のきずなを深め、地域の教育力の再生を図る事業
委託先	(補助先) 市町村 市町村から民間教育団体への委託可	幅広い関係機関・団体等で組織する運営協議会
委託経費 (事業費)	(積算上の基準額) 1カ所当たり1288千円 (謝金単価以外は上下限がないため各市町村毎に適切な金額を積算する)	小規模@501千円×1,000カ所 大規模@3,030千円×16カ所
対象経費	諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、教材費	予算の範囲内で事業に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、再委託費)
委託期間	交付を受けた日から同年度の3月31日まで	委託を受けた日から同年度の3月15日までとする。

事業名	子どもの生活リズム向上プロジェクト 「子どもの生活リズム向上のための調査研究」	家庭教育支援総合推進事業
趣旨等	子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するため、活動に取り組む団体を指定し、 (i) 実践地域における事例の効果の検証や分析等 (ii) 脳科学等の知見を踏まえた乳幼児期における愛着形成の観点から、乳幼児を中心とした実践活動を伴う調査を行い、効果の検証や分析	家庭の教育力の向上を図るとともに、少子化等の問題に対処するため、ライフステージに応じた学習機会の提供や、育児相談や子育てサークルの支援等を行う「子育てサポーターリーダー」の養成、次世代の親となる若い世代が幼児やその親とふれあう機会や父親の家庭教育参加促進など、すべての親やこれから親となる若い世代に対するきめ細かな家庭教育支援の取組を推進する。
内容	(i) 先進地域の調査研究 地域ぐるみの取組を実践し、実践地域における事例の効果の検証や分析等を行い、成果を取りまとめる。 (ii) 乳幼児期の調査研究 乳幼児期における愛着形成や生活リズムの向上に向けた各地域の創意工夫を生かした独自のプログラムを考案し、一定期間実施し、実施前後の改善状況や効果的な手法や成功事例等を取りまとめる。	○子育てサポーターの資質向上をはじめ、主に下記の活動を行うリーダー養成 ○ライフステージに応じた課題別子育て講座の実施 ○子育て理解促進のためのふれあい・交流機会の充実 ① 次世代の親となる中・高校生の楽しい子育てふれあい交流事業 ② 父親の家庭教育参加促進事業
委託先	(i) 先進地域の調査研究 (1) 市区町村、中学校区、小学校区程度を範囲とする実行委員会・(2) 本調査研究を実施することが適当と認められる団体等 (ii) 乳幼児期の調査研究 (1) 幼稚園や保育所等を拠点とする実行委員会・(2) 本調査研究を実施することが適当と認められる団体等	広域（都道府県程度）で活動でき、子育て支援団体、PTA、行政、幼稚園・保育園、企業等の様々な者で構成される協議会等。
委託経費 (事業費)	先進地域@1, 820円×35地域 乳幼児期@2, 597×35地域	1都道府県@19,632千円
対象経費	予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、研究教材費、賃金、雑役務費、委託費）	予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、再委託費）
委託期間	委託を受けた日から同年度の2月29日まで	委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。

事業名	青少年の意欲向上・自立支援事業	公民館等におけるニート支援モデル事業
趣旨等	青少年が自立した人間として成長することを支援するため、地域における経験豊かな人材や施設の協力を得て、社会体験や自然体験等体験活動の機会を提供するモデルプログラムの開発や調査研究を実施し、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性を育む自然体験や社会体験などの体験活動の充実を図る。	近年、フリーターに加え、働いてもおらず教育も訓練も受けていないニートと呼ばれる無業者の数が増加し、ニート問題が深刻化しているため、地域の教育委員会、公民館等の社会教育施設及びNPO法人が雇用関係機関、企業等と連携し、ニートを支援する事業をモデル的に実施することにより、全国への事業展開を図ることとする。
内容	<p>(1) 自立に支援を要する青少年の体験活動</p> <p>(2) 自立に支援を要する青少年のための支援者育成に関する調査研究</p> <p>(3) 青少年の意欲を育む体験活動に関する調査研究</p> <p>(4) 都市と農山漁村の共生・対流に資する青少年の体験活動</p> <p>(5) 青少年の意欲を高め、自立支援を推進する広報啓発、普及活動の全国展開</p>	<p>(1) ニート対策事業として、ニート及び保護者を対象とする講座等の事業を実施し、ニートを持つ保護者やニートの意識改革を行うことにより、ニート自身の地域社会への参加を促進する事業を実施する。</p> <p>(2) 講座等終了後に参加したニートの就業等に関する追跡調査を定期的に行う。</p> <p>(3) ニート予防事業として、児童・生徒を持つ保護者、教員等を対象に、ニートを解消した人やニート関係のNPO法人等による体験講演会等の事業を実施する。</p>
委託先	①都道府県・政令指定都市及び都道府県・政令指定都市教育委員会、②国所管の民法法人及び特定非営利活動法人等、③法人格を有しないが事業を実施するための体制が整っていると認められる団体④国所管の民法法人及び特定非営利活動法人等（事業により異なる）	都道府県・市町村教育委員会、公民館等の社会教育施設、NPO法人及び雇用関係機関等が組織する実行委員会
委託経費（事業費）	事業費 99,646千円	4地域×@990千円
対象経費	事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、一般管理費、再委託費）	予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費）
委託期間	委託を受けた日から同年度の3月10日までの間とする。	委託を受けた日から同年度の3月15日までとする

事業名	子どもの読書応援プロジェクト	学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究
趣旨等	政府の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図るとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	地域の大人が学校を支援する活動等を通じて、地域の連帯感を形成するとともに、子どもたちの「知・徳・体」の向上に資することができる社会づくりのための実証的な調査研究を行う。
内容	(1) 子ども読書応援団推進事業 ①子ども読書応援団派遣事業 ②読書活動への理解を深める取組の調査研究 (2) 子ども読書地域フロンティア事業 (3) 子ども読書情報ステーション事業	地域住民が学校を支援する活動を通じて、地域の連帯感を形成し、地域の教育力を向上させることにより、子どもたちを地域全体で育む事業を実施する。
委託先	(1) 子ども読書応援団推進事業 ①子ども読書応援団派遣事業 都道府県又は政令指定都市教育委員会、読書関係団体、学校、図書館等の関係者からなる実行委員会 ②読書活動への理解を深める取組の調査研究 都道府県又は政令指定都市教育委員会又は市町村教育委員会、読書関係団体、学校、図書館等の関係者からなる実行委員会 (2) 子ども読書地域フロンティア事業 都道府県又は政令指定都市教育委員会、全国的な読書関係団体等の関係者等からなる実行委員会 (3) 子ども読書情報ステーション事業 青少年の育成や子どもの読書に取り組む団体等	原則として、市区町村教育委員会が中心となって、学校、自治会、首長部局、企業、民間団体、学識経験者等幅広い関係者で組織する事業実行委員会
委託経費(事業費)	子ども読書応援団 63,598千円	モデル地区18地域×@10,000千円
対象経費	予算の範囲内で事業に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、再委託費、一般管理費)	予算の範囲内で事業に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費)
委託期間	委託を受けた日から当該年度の3月10日までとする。	委託を受けた日から同年度の3月15日までとする。

事業名	省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト	地域の図書館サービス充実支援事業
趣旨等	関係省庁と連携し、地域において複数の関係機関・団体等が協働して地域ネットワーク型の体験活動を推進し、多様かつ継続的な体験活動プログラムの開発や調査研究を実施し、その成果や課題等を全国に普及する	「これからの図書館像ー地域を支える情報拠点をめざしてー」や文字・活字文化振興法等を踏まえ、地域の図書館サービスの充実を推進するための実践的な調査研究を行う。
内容	<p>(1) ネットワーク型体験活動モデル事業 教育委員会、関係部局、青少年教育団体、地域住民など複数のフィールドに係る関係機関・団体による地域ネットワーク型の体験活動推進組織が、地域の自然・文化・人材などの資源を集約し、青少年に多様な体験活動の機会と場を継続的に提供する。</p> <p>(2) ネットワーク型体験活動に関する調査研究 地域ネットワーク型の体験活動を推進するために必要とされる、核となる指導者（コア・リーダー）の資質やその養成方法等を検証するとともに、地域ネットワークを推進するための具体的な取組などについて調査研究を行う。</p>	<p>(1) 実行委員会の設置</p> <p>① 図書館サービス充実計画の作成 ② 充実計画に基づいた事業全般の企画・運営 ③ 当該事業についての広報 ④ 当該事業の分析・評価 ⑤ 当該事業の成果の普及</p> <p>(2) 地域の図書館サービス充実支援事業の実施 既に図書館が持っている資源（資料、職員、スペース等）や能力（情報検索能力、情報を整理・体系化して提供する力、集客力等）等を活用しつつ、課題に応じた図書館サービスを継続的に展開するための手法を開発・実践し、成果の評価を行う。</p>
委託先	<p>(1) 都道府県・政令指定都市教育委員会 (2) 民間団体</p> <p>①法人格を有する団体：社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等 ②法人格を有しないが、事業を実施するための体制が整っていると認められる団体</p>	<p>地域ごとに公立図書館及び教育委員会を中心として、都道府県・市町村、学校、大学、ボランティア、その他関係機関、企業、学識経験者等で構成する「図書館サービス充実支援実行委員会」に委託して実施する。</p> <p>なお、地域は、一市町村、複数の市町村または都道府県全域のいずれかを対象とする。</p>
委託経費 (事業費)	<p>モデル事業 36,000千円 調査研究 16,719千円</p>	<p>調査研究 4団体×@4,442千円 支援事業 4力所×@1,591千円</p>
対象経費	<p>予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、一般管理費、再委託費）</p>	<p>予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費）</p>
委託期間	<p>委託を受けた日から同年度の3月10日までの間とする。</p>	<p>委託を受けた日から同年度の3月15日までの間とする。</p>

## (2) 県補助事業等実施要綱

### ① 地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱

#### (趣旨)

**第1条** この要綱は、地域における生涯学習・社会教育の推進向上を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (名称)

**第2条** 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事は、地域教育コーディネーターと称する。

#### (職務)

**第3条** 地域教育コーディネーターは、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において生涯学習・社会教育の推進に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した新たな地域社会における人づくり、地域づくりの推進

#### (派遣)

**第4条** 地域教育コーディネーターの派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

**2** 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に地域教育コーディネーターを派遣するものとする。

#### (派遣の要件)

**第5条** 県教育委員会が前条の規定により地域教育コーディネーターを派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、その任用に係る社会教育主事が置かれていること。
  - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する地域教育コーディネーターが1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会にその任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2** 前項第1号の規定にかかわらず、地域教育コーディネーターの派遣期間中に当該市町村教育委員会の任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

#### (任命)

**第6条** 地域教育コーディネーターは、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

#### (身分)

**第7条** 地域教育コーディネーターは、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

(派遣の期間)

**第8条** 一の市町村教育委員会に派遣される地域教育コーディネーターの派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

**第9条** 地域教育コーディネーターの服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

**第10条** 地域教育コーディネーターの勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

**第11条** 地域教育コーディネーターの分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

**第12条** 地域教育コーディネーターの給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

2 地域教育コーディネーターの旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

**第13条** この要綱に基づき地域教育コーディネーターの派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価の2分の1とする。

3 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

4 地域教育コーディネーターが私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

**第14条** 県教育委員会は、地域教育コーディネーターを市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

**第15条** 教育事務所長は、地域教育コーディネーター派遣事業の円滑な推進に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域教育コーディネーターの活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 地域教育コーディネーターの情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

#### (派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

**第16条** 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、地域教育コーディネーターと協議の上、円滑な地域の教育を推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

**2** 市町村教育長は、地域教育コーディネーター派遣事業の円滑な推進に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の社会教育主事と地域教育コーディネーターが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める地域教育コーディネーターのサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所に通知すること。

#### (市町村教育長の報告等)

**第17条** 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 地域教育コーディネーターと協議の上、生涯学習・社会教育活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 生涯学習・社会教育活動月別報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 生涯学習・社会教育年間活動報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

#### (その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## ② ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(平成17年4月1日島教生801号)

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、その交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村教育委員会における事業費
- (2) 学校・地域における活動費
- (3) 学校における特別非常勤講師任用等に係る経費

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については次のとおりとする。

	市町村教育委員会 における事業費	学校・地域における 活動費	特別非常勤講師 任用等に係る経費
算出基礎	300千円	1小学校区×@100千円	1小中学校×@75千円
使途内訳	ふるさと教育ネットワーク会議、人材養成研修費、情報発信等に係わる経費、活動費	小学校、中学校及び地域における活動に要する経費	特別非常勤講師任用及び学校支援ボランティアに係る経費

注 対象経費の中に備品購入費を含まない。

2 前項の表中市町村教育委員会における事業費の算出基礎については、平成17年9月又は10月に合併を予定している市町村については、合併前の市町村ごとに150千円、合併後の市町ごとに150千円とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の提出)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、毎年度の事業計画書（様式第1号）を前年度の3月末日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 市町村長は、前条の事業計画書の提出後、交付申請書（様式第2号）を6月15日までに、教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条により提出された交付申請書に基づき交付金額を決定し、交付金決定通知書（様式第3号）により市町村長に通知するものとする。

(概算払)

第8条 教育長は、必要と認めるときは、市町村長の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村長は、概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 市町村長は、事業の内容を変更(ただし、経費の20%以内の額にあたる変更は除く。)するときには、あらかじめ変更交付申請書(様式第5号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

(事業報告)

第10条 市町村長は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに事業報告書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の決定内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、市町村長に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

(3)平成19年度 国委託事業・県補助事業の状況

		放課後子どもプラン	学びあい・支えあい	子どもの生活リズム	家庭教育支援総合推進事業	青少年の意欲向上・自立支援事業	学校支援を通じて地域の連帯感形成のための特別調査研究	省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト
松江管内	松江市	○	○		○			
	安来市	○			○			
	東出雲町				○			
出雲管内	出雲市	○			○			
	雲南市	○	○		○		○	
	奥出雲町	○			○			
	飯南町	○	○		○			
	斐川町	○	○		○			
浜田管内	浜田市	○	○		○			
	大田市	○			○	○		
	江津市	○	○		○			○
	川本町	○			○			
	美郷町	○						
	邑南町				○			
益田管内	益田市	○			○			
	津和野町		○		○			
	吉賀町				○			
隠岐管内	隠岐の島町	○	○	○	○			
	海士町	○						
	西ノ島町	○			○			
	知夫村							

#### (4) 生涯学習課事務分掌表

平成19年4月1日現在

課長	鴨木 朗		
生涯学習推進グループリーダー (総括)	大國 博史		
社会教育主事 (兼社会教育振興グループリーダー)	星野 幸雄		
所 掌 事 務			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>2 社会教育に関する指導及び助言に関すること。</li> <li>3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育（保健体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</li> <li>4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く。)に関すること。</li> <li>5 ユネスコ活動に関すること。</li> <li>6 公民館、図書館(学校の図書館を除く。)、その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く。)に関すること。</li> <li>7 県立生涯学習推進施設に関すること。</li> <li>8 県立図書館に関すること。</li> <li>9 県立青少年社会教育施設に関すること。</li> <li>10 大学との連携に関すること</li> <li>11 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること。</li> <li>12 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。</li> </ol>			
G名	分 掌 事 務	担 当 者	副担当者
生涯学習推進グループ	1 課内事務の総括及び調整に関すること	生涯学習推進 グループリーダー (総括) 大國 博史	
	2 生涯学習推進グループの総括に関すること		
	3 職員の人事、服務及び研修に関すること		
	4 県議会に関すること		
	5 陳情・要望に関すること		
	6 総合計画に関すること		
	7 行政評価に関すること		
	8 文書取扱主任に関すること		
	9 情報化リーダーに関すること		
	10 放送大学島根学習センターに関すること		
	11 少年自然の家の事務の調整に関すること(兼務)		
1 歳入・歳出予算の編成に関すること	サブリーダー		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 栄典及び各種表彰事務に関する事</li> <li>3 図書館に関する事</li> <li>4 指定管理者制度の導入に関する事</li> <li>5 エコ・リーダーに関する事</li> <li>6 災害連絡に関する事</li> <li>7 総合文書管理システムに関する事</li> <li>8 個人情報保護に関する事</li> <li>9 少年自然の家の予算執行及び出納に関する事（兼務）</li> </ul>	主幹 川村 太	主任 矢島 史江
生涯学習推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広報・広聴に関する事</li> <li>2 情報化推進、情報化サブリーダーに関する事</li> <li>3 生涯学習推進会議に関する事</li> <li>4 全国生涯学習フェスティバルに関する事</li> <li>5 県立生涯学習推進施設に関する事</li> <li>6 視聴覚教育に関する事</li> <li>7 大学等との連携に関する事</li> <li>8 社会教育調査・週五日制調査等に関する事</li> <li>9 女性教育に関する事</li> <li>10 男女共同参画に関する事</li> <li>11 ユネスコ活動に関する事</li> </ul>	主任 俵 純子	社会教育主事 三島 伸仁
グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習推進構想、振興プランに関する事</li> <li>2 生涯学習審議会に関する事</li> <li>3 県社会教育委員の会に関する事</li> <li>4 県社会教育委員連絡協議会に関する事</li> <li>5 県立図書館振興計画に関する事</li> <li>6 子ども読書活動の推進に関する事</li> <li>7 女性団体の育成・指導に関する事</li> <li>8 県立青少年社会教育施設に関する事</li> <li>9 国立青少年教育施設に関する事</li> <li>10 後援、共催に関する事</li> </ul>	社会教育主事 三島 伸仁	主任 俵 純子
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 歳入・歳出予算の編成・執行に関する事</li> <li>2 国庫金の事務に関する事</li> <li>3 県立社会教育施設等施設・設備整備、管理に関する事</li> <li>4 職員の福利・厚生に関する事</li> <li>5 公務災害に関する事</li> <li>6 物品の出納・保管に関する事</li> </ul>	主任 矢島 史江	主幹 川村 太

	7 文書の收受・発送・保管に関すること（臨時職員）		
	8 その他庶務一般に関すること		
	9 少年自然の家の予算及び庶務に関すること（兼務）		
社 会 教 育 振 興 グ ル ー プ	1 社会教育振興グループの総括に関すること	社会教育主事 （兼社会教育 振興グループ リーダー） 星野 幸雄	
	2 生涯学習・社会教育事業の総括及び調整に関すること		
	3 社会教育主事等に関すること		
	4 社会教育主事等資格取得講習に関すること		
	5 地域教育コーディネーターに関すること		
	6 大学との連携（社会教育）に関すること		
	7 ふるさと教育推進事業の総合調整に関すること		
	1 市町村の生涯学習事業の指導に関すること	サブリーダー 社会教育主事 廣田 英資	社会教育主事 横田 康
	2 市町村の社会教育主事等の指導に関すること		
	3 教育事務所社会教育スタッフに関すること		
4 地域教育コーディネーター派遣事業に関すること			
5 学社連携・融合の推進に関すること			
6 教職員研修計画に関すること			
7 成人教育・高齢者教育に関すること			
8 ふるさと教育推進事業の市町村支援に関すること			
1 家庭教育に関すること	社会教育主事 藤原 政司	社会教育主事 廣田 英資	
2 家庭教育の支援体制整備事業に関すること			
3 P T A団体の研修・指導に関すること			
4 青少年教育に関すること			
5 青少年・家庭教育事業の実施・指導に関すること			
6 青少年団体の指導、指導者に関すること			
7 青少年の意欲向上・自立支援事業に関すること			
1 ふるさと教育推進事業の全体計画に関すること	社会教育主事 横田 康	社会教育主事 後藤康太郎	
2 公民館指導に関すること			
3 県公民館連絡協議会に関すること			
4 「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業に関すること			
1 市町村国庫補助事業に関すること	社会教育主事 後藤康太郎	社会教育主事 藤原 政司	
2 奉仕活動・体験活動等の総合的な推進に関すること			
3 放課後子どもプランに関すること			
4 エル・ネットに関すること			
5 子ども夢基金に関すること			
6 学習塾に関すること			
1 青少年行政の連絡調整に関すること	社会教育主事		

		(兼企画幹) 山尾 一郎 (併青少年家庭課)	
	1 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること	企画幹 原 田鶴子 (放送大学派遣)	
	1 文書の收受・発送・保管に関すること 2 その他課内業務の補助に関すること	臨時職員 井上 里美	

(5) 生涯学習関係各種表彰一覧表

[平成18年度]

表彰者	表彰名	被表彰者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	松江市立竹矢小学校PTA 松江市立第一中学校PTA 島根県立益田養護学校PTA
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	図書館 かわもと図書館 団体(者) 大東町子ども読書会
	優良公民館表彰	松江市持田公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
	視聴覚教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	湖面協力者会 会長 渡部和夫(出雲市)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	松井 謙吉(出雲市) 長野 忠(松江市)
県教育長	優良公民館表彰	松江市八雲公民館 東出雲町揖屋公民館 浜田市立白砂公民館 大田市立福波公民館
	公民館職員表彰	松江市竹矢公民館 主任 藤原 敦子 安来市立母里公民館 館長 梅瀬 崇 東出雲町意東公民館 書記 大筒 千枝 奥出雲町立阿井公民館 館長 藤原 恒子 浜田市立浜田公民館 主事 森口 順子
	優良少年団体表彰	畑ケ中2子ども会エコクラブ(大田市) 浜田海洋少年団(浜田市) 中ノ須なかよし子ども会(出雲市)
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	松江市城東公民館 主任 高見 政江
	公民館永年勤続職員表彰	安来市立赤屋公民館 前館長 近藤 伴幸 安来市立社日公民館 前館長 大森 力雄 雲南市吉田公民館 主事 大島 三恵 雲南市中野公民館 主事 名原 光義
山陰中央新報社	地域開発賞(社会賞)	山下カズミ(川本町)
	地域開発賞(教育賞)	福原 道夫(益田市)
(社)全国社会教育連合会長	全国社会教育連合表彰	長野 忠(松江市)
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	浜田 仙吉(松江市)
(財)日本視聴覚教育協会	視聴覚教育各地功労者表彰	該当なし

## (6) 放送大学島根学習センターの概要

### 1 放送大学とは

放送大学は、教養学部及び大学院を有する正規の大学であり、年齢に関係なく、広く国民に大学教育を提供することを目的に、テレビ等のメディアを利用して学習する教育機関として、昭和56年に「放送大学学園法」(文部科学省・総務省所管)により設置されました。

### 2 学習方法

- ◇CSデジタル放送「スカイパーフェクTV!」による視聴
- ◇放送大学の番組を放送している地域のCATV(ケーブルテレビ)による視聴
- ◇学習センター備え付けの放送教材(DVD、CD、オーディオテープ)の室内及び貸出による視聴

### 3 学習センターの業務

- ◇放送番組の視聴
- ◇放送教材、図書の閲覧・貸出
- ◇学習指導・相談
- ◇単位認定試験の実施
- ◇面接授業の実施
- ◇学生募集活動

### 4 教養学部

- ◇入学試験はありません。
- ◇人文・社会・自然・産業・生活・教育・心理等の幅広い分野の科目(約300の放送授業科目)から選べます。
- ◇18歳以上で資格があれば全科履修生として入学でき、卒業すれば学士(教養)の学位が取得できます。
- ◇15歳以上であれば選科履修生(在籍期間1年間)又は科目履修生(在籍期間半年間)として入学でき、学習したい科目を学習できます。
- ◇短期大学・高専・一定条件を満たした専修学校専門課程等から3年次編入学ができます。
- ◇上位・他教科等の教員免許状、学芸員、司書等の資格を取得しようとする場合に必要な単位の一部を修得することができます。
- ◇職業上の知識を得るのに役立つものが多数あり、職場研修等にも利用でき、人材育成に活用することができます。
- ◇単位互換協定を締結している大学の学生が、放送大学の授業を履修し単位を取得する途が開かれています。

### 5 大学院

- ◇総合文化・政策経営・教育開発・臨床心理の4プログラムの約70科目を開設しています。
- ◇大学を卒業(見込)していれば、入学者選考の上修士全科生として入学でき、修了すれば修士(学術)の学位が取得できます。
- ◇18歳以上であれば修士科目生、修士選科生として入学できます。入学試験はなく、1科目から履修できます。
- ◇現職教員の専修免許状取得に利用(修士科目生又は修士選科生)できます。

### 6 入学時期

2学期制をとっており、4月又は10月に入学できます。  
(大学院修士全科生は4月入学のみ)

### 7 募集時期

学 期	学 部 等	授業開始	出願受付期間
第1学期	学 部(学科・科目)	4. 1	12.15～2.15
	大学院(修士科目・選科生)		
	大学院(修士全科生)		8.25～9.14
第2学期	学 部(学科・科目)	10. 1	6.15～8.15
	大学院(修士科目・選科生)		

### 8 学生の状況

平成18年度第2学期において、島根学習センターでは、645名の学生が学んでいます。